



熊本県公報

号外 第30号
令和6年(2024年)
5月27日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (デジタル戦略推進課) 1

規 則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月27日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県規則第20号

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則(平成27年熊本県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「事務」を「事務等」に改め、同条中「第5条第1号から第4号まで及び第8号から第13号まで」を「次の各号」に、「とする」を「とし、同項に規定する規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 第5条第1号に掲げる事務 要保護外国人等(生活保護法第6条第2項の要保護者に準じる者である外国人又は同条第1項の被保護者に準じる者であった外国人をいう。以下同じ。)に係る次に掲げる情報

ア 児童福祉法第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費、同法第20条第1項の療育の給付又は同法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報

イ 生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報

ウ 児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項若しくは附則第3条若しくは第6条の第3項の貸付け又は同法第31条(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報

カ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第18条第2号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給に関する情報

キ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

ク 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下この号において「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下この号において「平成25年改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされ平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下この号において「旧法」という。)第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定に

[illegible]